

在宅医療に関する検証について

○ 在宅医療に関する検証に資する既存の調査結果としては、次のものがある。

- ・ 社会医療診療行為別調査（病院・診療所別に診療回数、点数の状況の把握が可能（ただし、抽出調査による推計値））
- ・ 施設基準の届出状況（在宅医療に関する施設基準の届出医療機関数の把握が可能）

○ 介護保険の状況が把握できる既存の調査結果としては、以下のものが考えられる。

- ・ 介護保険事業報告（老健局介護保険課）
- ・ 介護サービス施設・事業所調査（大臣官房統計情報部）
- ・ 介護給付費実態調査（大臣官房統計情報部）

在宅医療に関する基礎資料

(上段：診療回数／下段：点数)

項目	概 要	実績等	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年
往診料	患家の求めに応じて患家に赴き診療を行った場合に算定	病 院	16,775 10,903,945	20,305 13,197,925	24,466 15,902,900
		診療所	355,146 230,844,575	324,223 210,744,755	267,255 173,715,425
		計	371,921 241,748,520	344,527 223,942,680	291,721 189,618,325
在宅患者訪問診療料	通院による療養が困難なものに対し、同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合、週3回を限度として算定	病 院	128,943 107,023,022	96,537 80,125,710	87,056 72,256,314
		診療所	725,329 602,023,319	568,738 472,052,208	457,455 379,687,899
		計	854,273 709,046,341	665,275 552,177,918	544,511 451,944,213
在宅時医学管理料	居宅において療養を行っている通院困難な患者に対し、計画的な医学管理の下に週1回以上、かつ月4回以上定期的な訪問診療を行っている場合に算定	病 院	- -	- -	- -
		診療所	1,293 4,344,480	352 1,182,720	2,341 7,865,760
		計	1,293 4,344,480	352 1,182,720	2,341 7,865,760
在宅末期医療総合診療料	居宅において療養を行っている通院困難な末期の悪性腫瘍患者に対し、計画的な医学管理の下に週1回以上、かつ訪問診療と訪問看護を併せて週4回以上行っている場合に算定				
処方せん交付		病 院	- -	- -	- -
		診療所	13,752 21,665,920	29,363 43,897,237	686 1,025,570
		計	13,752 21,665,920	29,363 43,897,237	686 1,025,570
上記以外		病 院	- -	- -	- -
		診療所	- -	26,709 45,004,665	60,616 102,137,960
		計	- -	26,709 45,004,665	60,616 102,137,960

項目	概 要	実績等	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年
在宅患者訪問 看護・指導料	居宅において療養を行っている通 院困難な患者に対し、診療に基づ き訪問看護計画を作成し、かつ、 当該計画に基づき定期的に訪問 し、看護及び指導を行った場合に 1日に1回を限度として算定				
保健師又は看護 師による場合					
週 3 日目 まで		病 院		19,133	26,609
				10,140,490	14,102,876
		診療所		4,851	16,201
				2,571,030	8,586,530
		計		23,984	42,810
				12,711,520	22,689,406
週 4 日目 以降		病 院	16,293	-	-
			8,682,023	-	-
		診療所	72,023	-	34
			36,796,432	-	21,546
		計	88,317	-	34
			45,478,455	-	21,546
准看護師に よる場合					
週 3 日目 まで		病 院		2,430	3,336
				1,166,400	1,601,376
		診療所		15,525	10,875
				7,452,144	5,220,096
		計		17,995	14,211
				8,618,544	6,821,472
週 4 日目 以降		病 院		-	200
				-	116,000
		診療所		174	-
				100,920	-
		計		174	200
				100,920	116,000
在宅患者訪問 点滴注射管理 指導料	訪問看護を受けている患者であつて、主治医の診療に基づき、週3日以上 の点滴注射を行う必要を認めたものについて、看護師等に対し、留意すべき事項等を記載した文書を交付し、必要な管理指導を行った場合に週1回に限り算定	病 院			505
					30,300
		診療所			800
					48,024
		計			1,305
					78,324
在宅訪問リハ ビリテーショ ン指導料	居宅において療養を行っている通 院困難な患者に対し、診療に基づ き、計画的な医学管理を継続して 行い、かつ、理学療法士、作業療 法士又は言語聴覚士を訪問させて 訓練等を行わせた場合に、週3回 に限り算定	病 院	9,742	5,282	2,527
			5,163,260	2,799,460	1,339,098
		診療所	1,010	5,584	2,515
			535,300	2,959,679	1,332,950
		計	10,752	10,866	5,042
			5,698,560	5,759,139	2,672,048
訪問看護指示 料	患者の主治医が診療に基づき指定訪 問看護事業者からの指定訪問看護 の必要を認め、患者の同意を得て訪問 看護ステーションに対して訪問看護 指示書を交付した場合に月1回に限 り算定	病 院	45,200	47,981	65,785
			13,606,350	14,394,360	19,735,620
		診療所	51,853	43,419	71,214
			15,689,710	13,025,670	21,364,170
		計	97,052	91,400	136,999
			29,296,060	27,420,030	41,099,790

項目	概 要	実績等	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年
在宅患者訪問 薬剤管理指導 料	居宅において療養を行っている通 院困難な患者に対し、診療に基づ き計画的な医学管理を継続して行 い、かつ、薬剤師が訪問して薬学 的管理指導を行った場合に月 2 回 に限り算定	病 院	1,423 782,650	1,906 1,048,300	402 221,210
		診療所	4,524 2,488,200	- -	198 109,120
		計	5,947 3,270,850	1,906 1,048,300	601 330,300
在宅患者訪問 栄養食事指導 料	居宅において療養を行っている通 院困難な患者であって、別に定め る特別食を必要とするものに対 し、診療に基づき計画的な医学管 理を継続して行い、かつ管理栄養 士が訪問して指導を行った場合に 月 2 回に限り算定	病 院	221 117,130	600 318,000	- -
		診療所	160 84,800	3 1,378	312 165,360
		計	381 201,930	603 319,378	312 165,360
退院前在宅療 養指導管理料	入院患者が在宅療養に備えて、一 時的に外泊するに当たり、当該在 宅療養に関する指導管理を行った 場合に算定	病 院	2,828 339,336	1,772 212,688	1,859 223,116
		診療所	63 7,572	128 15,384	242 29,016
		計	2,891 346,908	1,901 228,072	2,101 252,132
在宅自己注射 指導管理料	在宅自己注射を行っている患者に 対して、自己注射に関する指導管 理を行った場合に算定	病 院	382,207 313,410,068	366,888 300,847,750	361,913 296,768,496
		診療所	155,247 127,302,704	144,086 118,150,848	180,670 148,149,400
		計	537,455 440,712,772	510,974 418,998,598	542,583 444,917,896
在宅自己腹膜 灌流指導管理 料	在宅自己連続携行式腹膜灌流を行 っている患者に対して、在宅自己 連続携行式腹膜灌流に関する指導 を行った場合に算定	病 院	2,933 11,145,400	7,774 29,541,960	5,315 20,195,480
		診療所	1,037 3,940,600	294 1,115,300	4,873 18,516,260
		計	3,970 15,086,000	8,068 30,657,260	10,187 38,711,740
在宅血液透析 指導管理料	在宅血液透析を行っている患者に 対して、在宅血液透析に関する指 導管理を行った場合に算定	病 院	200 760,000	- -	606 2,302,800
		診療所	30 114,000	- -	- -
		計	230 874,000	- -	606 2,302,800

項目	概 要	実績等	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年
在宅酸素療法指導管理料	在宅酸素療法を行っている患者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合に算定				
チアノーゼ型先天性心疾患の場合		病 院	74,576 186,200,750	505 656,500	8 10,400
		診療所	34,922 87,306,000	- -	285 370,500
		計	109,499 273,506,750	505 656,500	293 380,900
		その他の場合	病 院		68,368 170,919,500
診療所				31,412 78,530,750	28,760 71,899,000
計				99,780 249,450,250	94,362 235,905,750
在宅中心静脈栄養法指導管理料		在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、在宅中心静脈栄養法指導管理を行った場合に算定	病 院	3,209 9,628,200	2,844 8,532,300
診療所	2,134 6,402,600		3,168 9,504,600	65 193,800	
計	5,344 16,030,800		6,012 18,036,900	2,650 7,949,700	
在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	在宅成分栄養経管栄養法を行っている患者に対して、在宅成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定		病 院	4,358 10,894,250	5,778 14,444,250
診療所		499 1,246,750	2,013 5,033,500	1,942 4,855,000	
計		4,856 12,141,000	7,791 19,477,750	11,929 29,822,500	
在宅自己導尿指導管理料		在宅自己導尿を行っている患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管理を行った場合に算定	病 院	26,766 48,178,260	23,438 42,187,680
診療所	5,835 10,503,720		5,734 10,321,200	11,705 21,068,640	
計	32,601 58,681,980		29,172 52,508,880	32,334 58,200,480	
在宅人工呼吸指導管理料	在宅人工呼吸を行っている患者に対して、在宅人工呼吸に関する指導管理を行った場合に算定		病 院	3,441 9,633,960	7,941 22,233,960
診療所		1,480 4,142,880	2,885 8,077,720	291 814,240	
計		4,920 13,776,840	10,826 30,311,680	6,521 18,257,960	
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料		在宅持続陽圧呼吸療法を行っている患者に対して、在宅持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合に算定	病 院	8,228 2,057,100	11,707 2,926,850
診療所	2,278 569,525		5,973 1,493,300	8,832 2,208,000	
計	10,507 2,626,625		17,681 4,420,150	35,351 8,837,775	

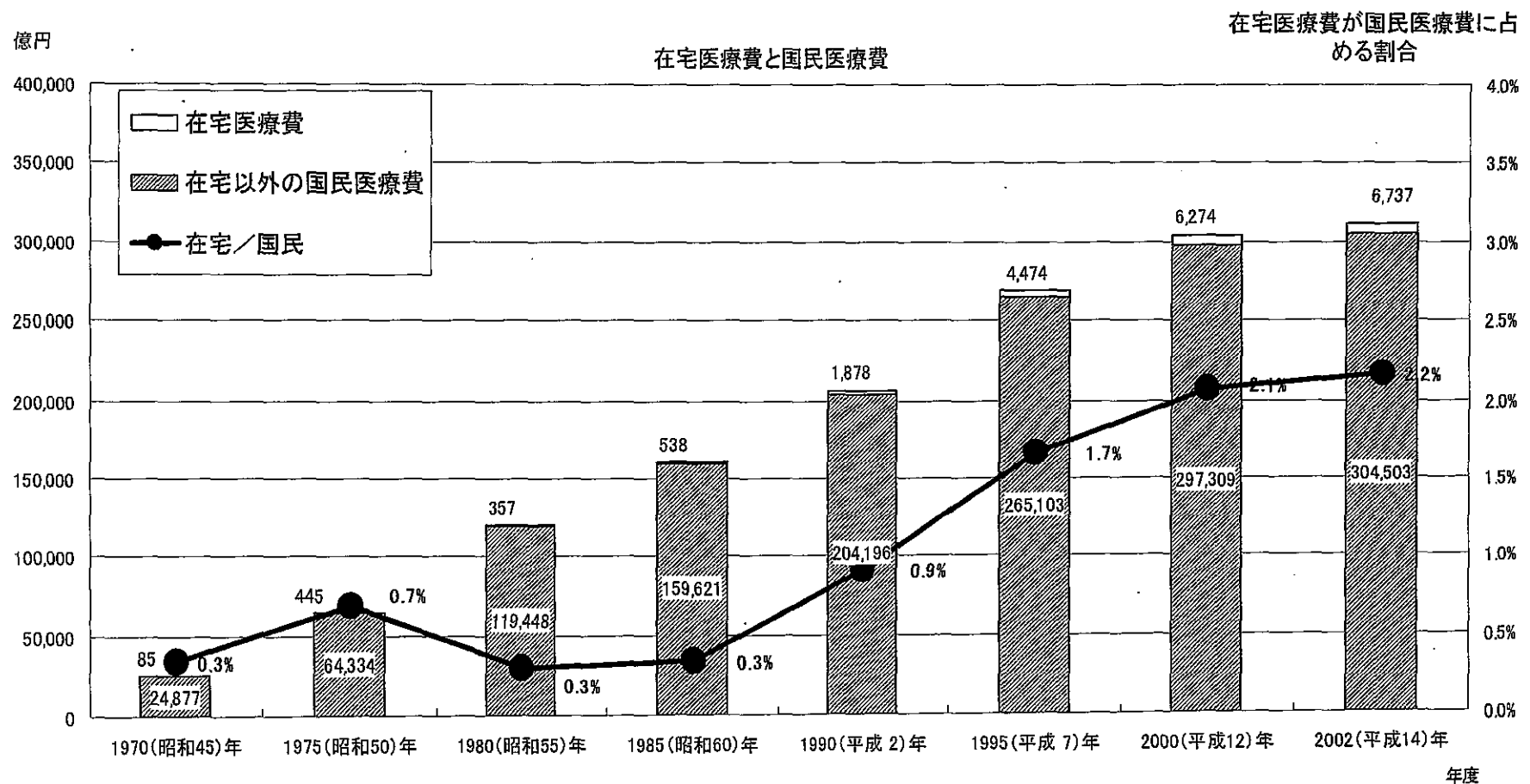
項目	概 要	実績等	平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年
在宅悪性腫瘍 患者指導管理 料	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法 又は化学療法を行っている末期の 悪性腫瘍の患者に対して、当該療 法に関する指導管理を行った場合 に算定	病 院	5,302 7,953,600	2,541 3,811,050	2,437 3,654,750
		診療所	- -	- -	15 23,100
		計	5,302 7,953,600	2,541 3,811,050	2,452 3,677,850
在宅寝たきり 患者処置指導 管理料	在宅における創傷処置等を行って いる現に寝たきりの状態にあるも の又はこれに準ずる状態にある患 者に対して、当該処置に関する指 導管理を行った場合に算定	病 院	14,298 15,013,110	10,744 11,281,305	15,667 16,450,560
		診療所	9,840 10,332,105	8,808 9,248,400	23,485 24,659,250
		計	24,138 25,345,215	19,552 20,529,705	39,152 41,109,810
在宅自己疼痛 管理指導管理 料	疼痛除去のため、植込型脳・脊髄刺 激装置を埋め込んだ後に、在宅自己 疼痛管理を行っている難治性慢性疼 痛の患者に対して、在宅自己疼痛管 理に関する指導管理を行った場合に 算定	病 院	819 1,064,700	646 839,800	- -
		診療所	- -	- -	- -
		計	819 1,064,700	646 839,800	- -
在宅肺高圧症 患者指導管理 料	原発性肺高血圧症の患者に対し て、プロスタグランジン 12 製剤の 投与等に関する指導管理を行った 場合に算定	病 院	- -	- -	- -
		診療所	- -	- -	- -
		計	- -	- -	- -
在宅気管切開 患者指導管理 料	気管切開を行っている患者に対し て、在宅における気管切開に関す る指導管理を行った場合に算定	病 院	1,330 1,197,360	3,972 3,574,530	1,773 1,595,250
		診療所	540 486,000	- -	- -
		計	1,870 1,683,360	3,972 3,574,530	1,773 1,595,250
寝たきり老人在 宅総合診療料	家庭において療養を行っている患 者であって、現に寝たきりの状態 にあるもの又は準ずる状態にある ものに対して、在宅療養計画を策 定し、計画的な医学管理の下に 1 月に 2 回以上訪問して診療を行っ た場合に、月に 1 回に限り算定				
処方せん 交付		病 院	- -	- -	- -
		診療所	150,154 358,109,016	82,964 189,987,102	52,054 119,204,576
		計	150,154 358,109,016	82,964 189,987,102	52,054 119,204,576
上記以外		病 院	- -	- -	- -
		診療所	- -	30,809 79,332,145	30,273 77,952,460
		計	- -	30,809 79,332,145	30,273 77,952,460

注 1 診療回数及び点数は社会医療診療行為別調査（各年 6 月審査分、抽出調査）による推計値である。

注 2 各種加算については省略した

在宅医療費が国民医療費に占める割合

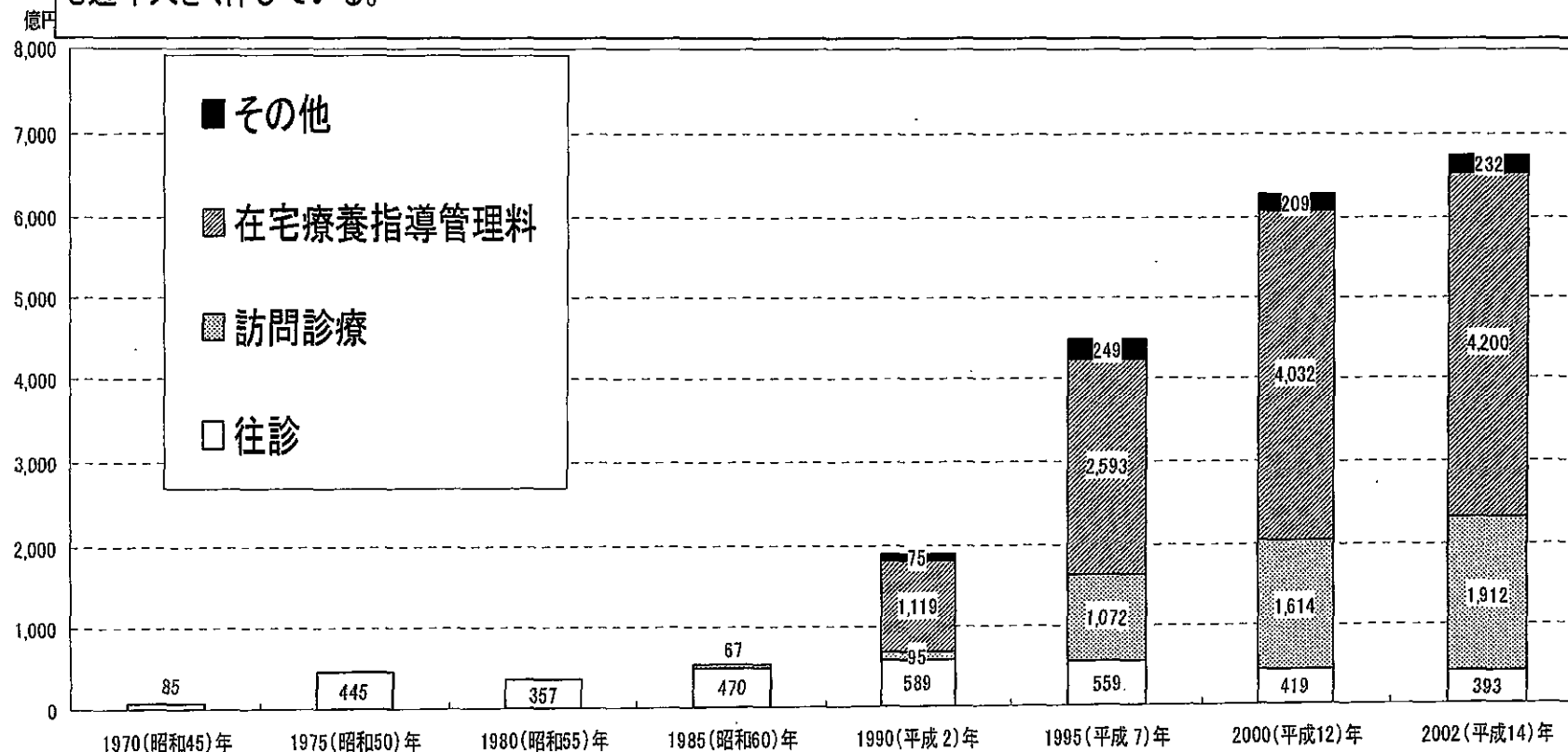
在宅医療費(※)は増加しているものの、国民医療費に占める割合は2%程度となっている。
(※)医科診療費の在宅医療費である。



注) 国民医療費、社会医療診療行為別調査(いずれも統計情報部)をもとに算出

在宅医療費の推移と内訳

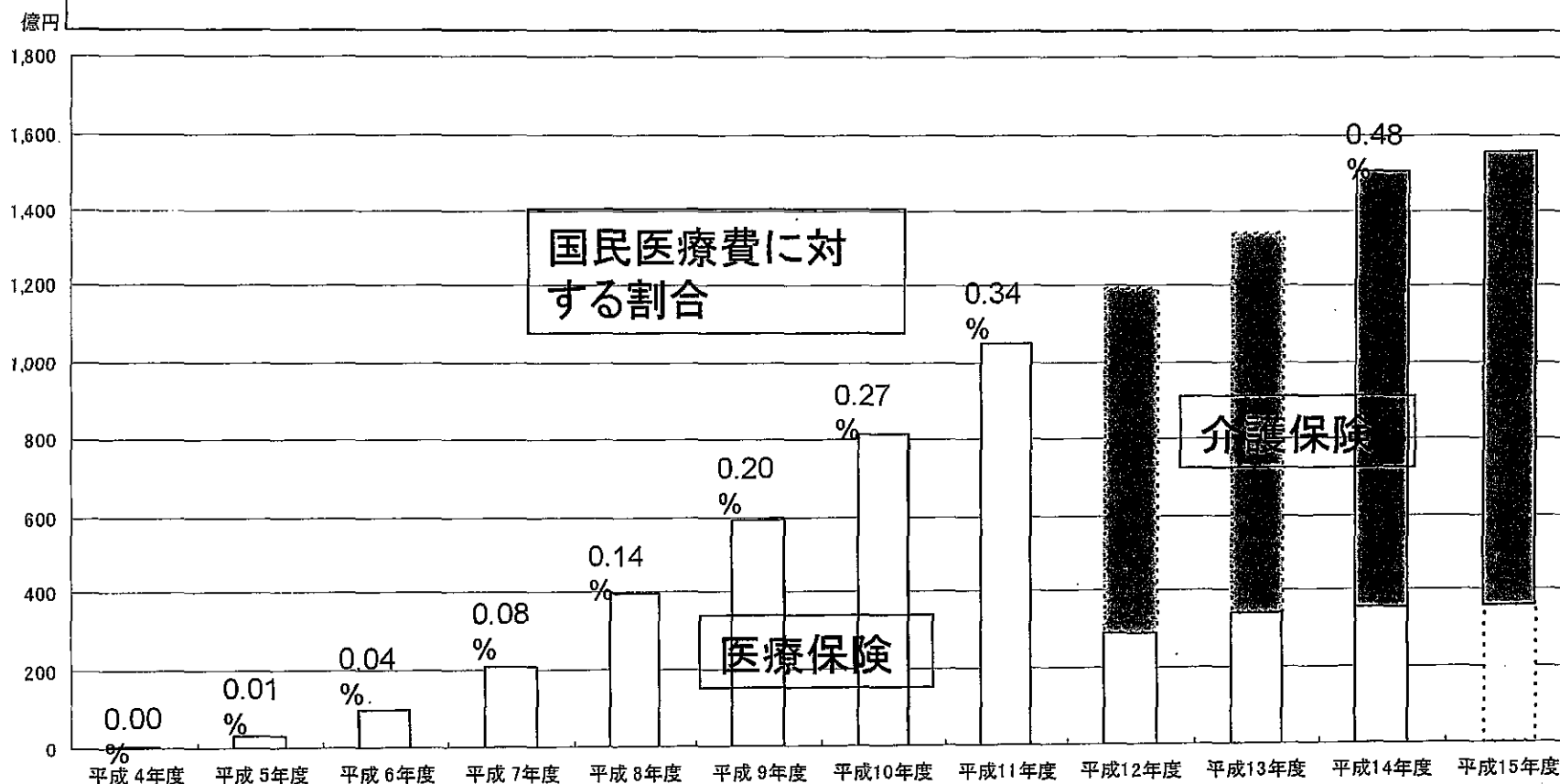
在宅で療養する患者に対する診療としては、「往診」(患者の求めに応じて患者に赴いて診療するもの)のほか、近年、「訪問診療」(居宅で療養する患者で通院困難な者に対し、その同意を得て計画的な医学的管理の下に、医師等が定期的に訪問して診療を行うもの)が大きく増加している。また、在宅で療養する患者又はその看護にあたる者に対して、医師が当該患者の医学管理を十分に行い、在宅療養の方法や注意点等についての指導等を行う「在宅療養指導管理料」も近年大きく伸びている。



注) 国民医療費、社会医療診療行為別調査(いずれも統計情報部)をもとに算出

訪問看護の事業量と国民医療費に対する割合の推移

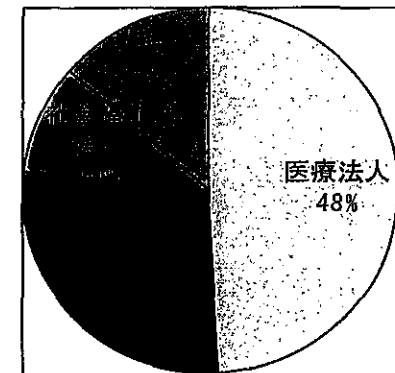
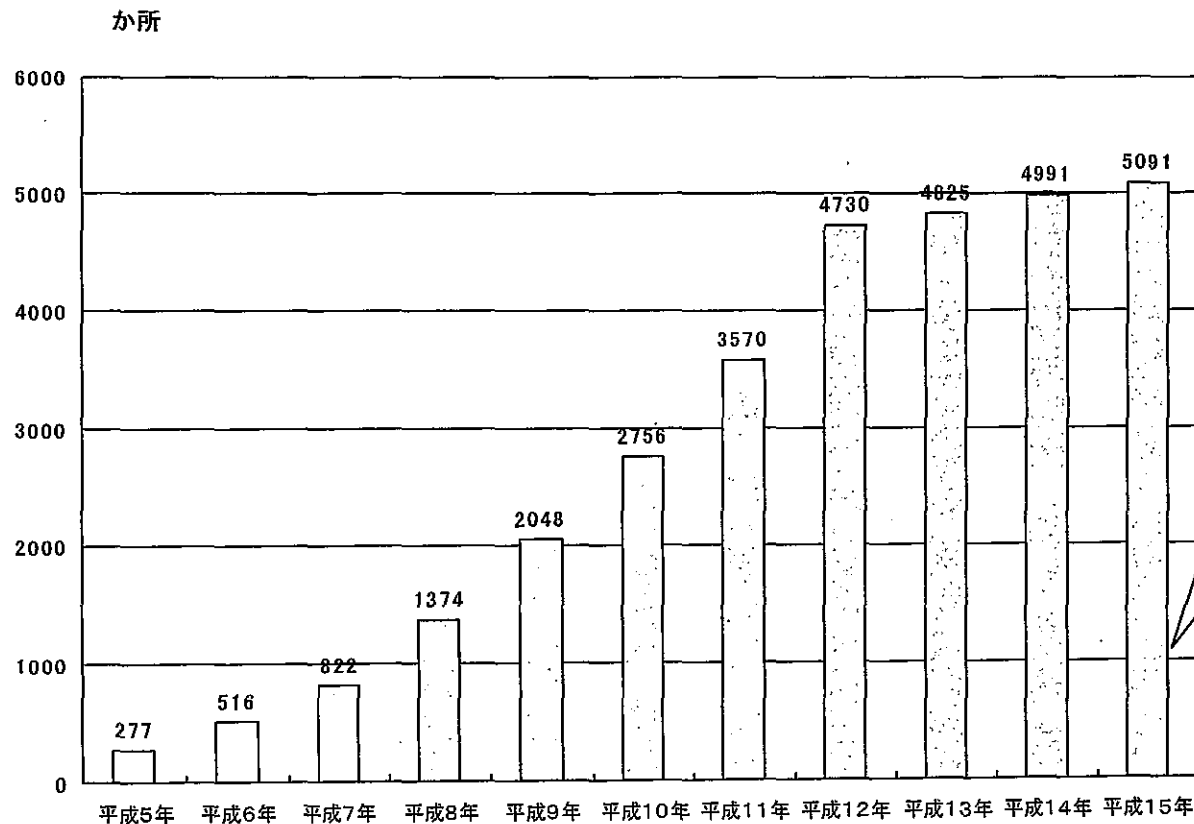
平成4年度に創設された訪問看護の事業量は、介護保険分も含め伸びているが、国民医療費に対する割合は、合計しても0.5%程度にとどまる。



注) 国民医療費(統計情報部)、介護保険事業報告をもとに作成

訪問看護ステーション数の年次推移

平成4年の訪問看護ステーションの制度化以来、訪問看護ステーションの件数は増加してきているが、介護保険制度が導入された平成12年以降の伸びは鈍化している。



設置主体別割合

平成5年～11年(10月1日):訪問看護実態調査(統計情報部)

平成12年～15年(10月1日):介護サービス施設・事業所調査(統計情報部)